

福島県薬剤師連盟会則

制 定	昭和 43年 8月 28日
一部改正	昭和 60年 7月 18日
一部改正	昭和 62年 7月 14日
一部改正	平成 6年 5月 29日
一部改正	平成 10年 5月 24日
全部改正	平成 15年 3月 19日
一部改正	平成 15年 8月 5日
一部改正	平成 16年 7月 3日
一部改正	平成 24年 1月 29日
一部改正	平成 27年 1月 24日
一部改正	平成 28年 1月 23日
一部改正	平成 30年 1月 27日
一部改正	平成 30年 7月 28日
一部改正	令和 3年 1月 23日

福島県薬剤師連盟会則

(総則)

- 第1条 福島県薬剤師連盟（以下、「本連盟という。」）は、各都道府県薬剤師連盟の連合体である日本薬剤師連盟と相互に連携、協調して目的達成のために活動するものとする。
- 2 本連盟は、事務所を福島県福島市におく。
 - 3 本連盟は、政治資金規正法に基づく政治団体とする。

(目的)

- 第2条 本連盟は、会員の相互協力のもとに職能の向上と業権の確保を図り、一般社団法人福島県薬剤師会（以下「福島県薬剤師会」という。）の目的を達成すること、その他薬事・薬業の進展に必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

- 第3条 本連盟は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 公職選挙法に基づく候補者の推薦または支持
 - (2) 関係官庁、関係団体および関係者との折衝等
 - (3) 県民に対する広報宣伝
 - (4) 会員に対する情報の提供
 - (5) その他目的達成に必要な事業

(組織)

- 第4条 本連盟は、福島県薬剤師会の会員の中で、第2条の目的に賛同する者を会員とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、福島県薬剤師会の会員以外の者であっても、第2条に規定する目的に賛同する者は、薬剤師免許を有する者を除き、会員とすることができる。

(入会)

- 第5条 本連盟の会員になろうとする者は、別に定める「福島県薬剤師連盟入会届」により申し込まなければならない。
- 2 入会は、総会において定める「福島県薬剤師連盟会員区分及び会費に関する規則」（以下、「会員区分等規則」という。）の基準により、役員会においてその可否を決定する。

(会費)

- 第6条 会員は、本連盟の事業活動に経常的に生じる費用等に充てるため、総会において定める「会員区分等規則」に基づき、会費を納入しなければならない。

(任意退会)

- 第7条 会員は、別に定める「福島県薬剤師連盟退会届」を所属する支部を通じて提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 福島県薬剤師会の身分を失ったとき。
 - (3) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本連盟に対する会員としての権利を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。
- 3 本連盟は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費およびその他の拠出金品はこれを返還しない。

(支部)

第9条 本連盟は、福島県薬剤師会の地域薬剤師会単位（「福島県公務員薬剤師会」を除く。）に、支部を置く。

- 2 支部長は福島県薬剤師会の地域薬剤師会長をもってあてる。ただし、会長が認める場合はこの限りではない。

(役員)

第10条 本連盟に、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
幹 事 長	1名
副幹事長	若干名
総 務	20名以内
監 事	2名

(役員を選任)

第11条 役員を選任は、次により行う。

- (1) 会長は、福島県薬剤師会の会長をもってあてる。
- (2) 副会長、幹事長、副幹事長および総務は、会長が会員の中から指名する。
- (3) 監事は、総会において選任する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、福島県薬剤師会の任期に準ずる。ただし、任期が満了しても、後任役員が決定するまでは、その職務を執行するものとする。

中途就任役員任期は、現任役員任期に準ずる。

(役員職務)

第13条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会務を分掌する。

- (3) 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行する。
- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐し、会務を分掌する。
- (5) 総務は、会長および副会長を補佐し、会務を分掌する。
- (6) 副会長は、会長に事故あるときは会長の定める順位に従い、その職務を代行する。
- (7) 監事は、本連盟の会務および会計を監査する。
- (8) 副会長及び副幹事長のうち1名は会計責任者として経理を司り、1名は職務代行者とする。

(会議)

第14条 会議は、総会および支部長会、並びに総務会、役員会とする。

(総会)

第15条 総会は、本連盟の議決機関とし、役員および支部長並びに会長が必要であると認めた者をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は、会長が必要であると認めたとき、招集する。
- 3 総会においては、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 会務および事業並びに会計に関する報告の承認
 - (3) 会則の改廃
 - (4) 諸規則の制定及び改廃
 - (5) その他重要な事項
- 4 総会は、第15条1項に定めた者の2分の1以上をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上をもって決するものとする。
- 5 総会の議長は、会長とする。

(支部長会)

第16条 支部長会は、役員および支部長並びに会長が必要であると認めた者をもって構成する。

- 2 支部長会は、会長が必要であると認めたとき、招集する。
- 3 支部長会においては、会務および事業並びに会計に関する事項について協議する。なお、その他、急を要する事項について協議し、議決することができるものとする。
- 4 支部長会は、第16条1項に定めた者の2分の1以上をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上をもって決するものとする。
- 5 支部長会の議長は、会長とする。

(総務会)

第17条 総務会は、正副会長、正副幹事長、総務、顧問および会長が必要であると認めた者をもって構成する。

- 2 総務会は、必要であると認めたとき、会長が招集する。
- 3 総務会においては、総会に報告または提案する事項を決定することができるものとする。
- 4 総務会は、第17条1項に定めた者の2分の1以上をもって成立し、議決は、出席者の

3分の2以上をもって決するものとする。

5 総務会の議長は会長とする。

(役員会)

第18条 役員会は、正副会長、正副幹事長および会長が必要と認めた者をもって構成する。

2 役員会は、必要あると認めたとき、会長が招集する。

3 役員会は、総会に報告または提案する事項を決定するとともに、会務、その他総会の議決を要しない事項を議決することができる。

4 役員会は第18条1項に定めた者の2分の1以上をもって成立し、議決は、出席者の2分の1以上をもって決するものとする。

5 役員会の議長は会長とする。

(委員会)

第19条 本連盟に委員会を置くことができる。

(紀律委員会)

第20条 本連盟の紀律を維持し、かつ本連盟を振興させるため、本連盟に紀律委員会を置くことができる。

2 紀律委員会は、正副会長、正副幹事長および会長が必要と認めた者をもって構成する。

3 紀律委員会は、本連盟の紀律保持および会員の表彰・処分に関して審査を行う。

4 紀律委員会の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

(庶務および会計)

第21条 本連盟の庶務および会計を処理するため、本連盟に事務局を置くことができる。

2 事務局の運営等は、会長が別に定める。

(経費および会費)

第22条 本連盟の経費は、通常会費、特別会費、臨時会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

2 会費の額は、総会で決定する。

3 会費の徴収方法は、総会で決定する。

(会計年度)

第23条 本連盟の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

(顧問および特別顧問)

第24条 本連盟に、顧問および特別顧問を置くことができる。

2 顧問および特別顧問は、役員会の推薦により、会長が委嘱し、その任期は役員任期に準ずる。

(附則)

第 25 条 この会則は、平成 24 年 1 月 29 日から施行する。

福島県薬剤師連盟
会員区分及び会費に関する規則

福島県薬剤師連盟 会員区分及び会費に関する規則

平成 24 年 1 月 29 日 通常総会議決制定

(目 的)

第 1 条 本規則は、福島県薬剤師連盟（以下、「本連盟」という。）会則第 4 条および第 2 2 条の規定に基づき、本連盟の会員区分および会費の算定方法を定め、もって本連盟の会員区分を明確化するとともに、円滑な会費の徴収に資することを目的とする。

(会員区分)

第 2 条 本連盟会則第 4 条の会員は、次のように区分する。

(1) A 会員

- ① 薬剤師として、薬局を管理する立場にある者(開設者および管理薬剤師)
- ② 薬局以外の薬事・薬業に携わり、その事業所において管理的立場にある薬剤師
- ③ 薬事・薬業以外に携わる薬剤師で、その事業所において管理的立場にある者

(2) B 会員(福島県薬剤師会の C 会員を含む)

- ① 薬局において非管理的立場にある薬剤師(管理薬剤師を除く勤務薬剤師)
- ② 薬局以外の薬事・薬業に携わり、非管理的立場にある薬剤師
- ③ 薬事・薬業以外に携わる薬剤師で、その事業所において非管理的立場にある者

(3) C 会員

薬剤師免許を有しない者

(会員名簿)

第 3 条 本連盟入会者は、第 2 条の会員区分に基づき名簿を作成するものとする。

(会 費)

第 4 条 会則第 6 条の会費を次の各号に区分する。

- (1) 通常会費 毎年、会員区分に基づき会員に請求する会費
 - (2) 特別会費 選挙等特別な事案の発生に伴い、必要に応じ会員に請求する会費
 - (3) 臨時会費 臨時的な事案の発生に伴い、必要に応じ会員に請求する会費
- 2 会費の金額は、総会の議決により決定し、別表のとおり定める。
 - 3 会費の納期並びに減免等に関する扱いについては、総会の決議により決定する。
 - 4 会費の徴収方法は、総会の議決により決定する。

(補 足)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改 廃)

第6条 この規則を改正、廃止する場合には、役員会の決議を経て、総会の議決により行わなければならない。

附 則

この規則は、福島県薬剤師連盟会則制定の日（平成24年1月29日）から施行する。

<変更経過>

- 1 平成30年1月27日（一部改正）
別表の変更

(別表)

1 福島県薬剤師連盟会費金額

A会員 21,000 円

B会員 5,000 円

C会員 3,000 円

2 事業年度後期（7月～12月）に入会した会員（C会員を除く。）の会費は、半額とする。

A会員 10,500 円

B会員 2,500 円

平成 24 年 1 月 29 日制定

福島県薬剤師連盟
紀律委員会規則

福島県薬剤師連盟 紀律委員会規則

平成 24 年 1 月 29 日 通常総会議決制定

(目的)

第 1 条 この規則は、福島県薬剤師連盟（以下「本連盟」という。）会則第 20 条の規定に基づき、本連盟会員の表彰・処分に関し必要な事項を定め、本連盟の紀律維持、振興を図ることを目的とする。

(紀律委員会)

第 2 条 紀律委員会は、本連盟正副会長、正副幹事長および会長が認める者をもって構成し、紀律委員はそれぞれ各号に定めるところによって役員会の承認を得て会長が選任する。

- 2 紀律委員会に、委員長および副委員長各 1 名を置き、紀律委員が互選する。
- 3 紀律委員会は、委員長が招集する。紀律委員 2 名以上の請求があったとき、または会長の要請があったときは、委員長は、紀律委員会を招集しなければならない。

(正副委員長)

第 3 条 委員長は、紀律委員会の議長としてその運営にあたる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(職務)

第 4 条 紀律委員会は、本連盟の紀律保持および会員の表彰・処分に関して審査を行う。

- 2 紀律委員会は、前項の審査を経て本規約に定める表彰・処分を行うものとする。

(議事運営・審査等)

第 5 条 紀律委員会の議事は、次項に規定する場合を除き、紀律委員の 2 分の 1 以上が出席し、出席者の 2 分の 1 以上で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 紀律委員会は、紀律委員の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の多数決の議決により、本規約に定める表彰・処分を行うものとする。再審査に係る処分を行うについても同様とする。
- 3 前項前段の規定に基づく紀律委員会の処分に不服のある者は、処分の通知を受けた日から 7 日以内（通知を受けた日を含む）に会長に対し、理由を明らかにした書面を提出し、再審査の請求をすることができる。
- 4 本規約に基づく処分は、前項の期間内または役員会もしくは紀律委員会による再審査にかかる決定があるまでの間は、効力を生じないものとする。
- 5 前項の再審査の請求があったときは、会長は役員会の議に付し、役員会において相当の理由があると認められる旨の決定があったときは、紀律委員会に再審査させなければならない。
- 6 紀律委員会において、本規約に定める処分もしくは前項の規定による再審査または役員会において、前項の規定による審議を行うにあたり、本人に弁明の機会を与えなければなら

らない。

- 7 本規約に定めるもののほか、紀律委員会の議事手続き、その他、その運営に関し必要な事項は、紀律委員会が議事運営に関する細則で定める。

(支部長の要請)

第6条 各支部長は、会員が第7条第1項各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、会長に対し、表彰に関する審査のための紀律委員会の招集を要請するよう求めることができる。

- 2 各支部長は、会員が第7条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたと認め、各支部において処理しがたい事犯があったと認められるときは、会長に対し、処分に関する審査のための紀律委員会の招集を要請するよう求めることができる。

(表彰・処分)

第7条 次の各号いずれかに該当する者は、これを優秀会員として表彰を行う。

- (1) 会員として永年にわたり会務に精励し、会員の模範である者。
 - (2) 本連盟の振興のため、献身努力して実績を納めた者。
- 2 会員が次の各号いずれかの行為をしたときは処分を行う。
- (1) 本連盟の紀律をみだす行為
 - (2) 会員たる品位を汚す行為
 - (3) 本連盟の決定事項に背く行為

(処分の種類等)

第8条 紀律委員会が行う処分の種類は次のとおりとする。

- (1) 会則遵守の勧告
 - (2) 戒告
 - (3) 本連盟の役職停止
 - (4) 会員資格の停止
 - (5) 退会の勧告
 - (6) 除籍
- 2 役職停止、会員資格の停止および除籍の処分は、情状により6ヶ月以上2年以下の期間、その執行を猶予することができる。
- 3 処分の執行を猶予された者が、その期間中にさらに戒告以上の処分を受けたときは、前の執行猶予の言渡しを取り消す。
- 4 処分の執行猶予の言渡しを取り消されることなく、猶予の期間を経過したときは、処分の言渡しは、その効力を失う。

(改廃)

第9条 この規則を改正、廃止する場合には、役員会の決議を経て、総会の議決により行わなければならない。

附 則

この規則は、福島県薬剤師連盟会則制定の日（平成 24 年 1 月 29 日）から施行する。